

第71回 “社会を明るくする運動”

上越市推進委員会要項

令和3年6月2日（水）13:45～
上越市教育プラザ(研修棟3階) 大会議室

1 開 会

2 挨 拶

- | | |
|--------------------------------|-------|
| (1) 上越市長 | 村山 秀幸 |
| (2) 上越地区保護司会会長 | 梅澤 俊行 |
| (3) 新潟保護観察所上越駐在官事務所 主任保護観察官 | 宮下 崇 |

3 議長選出

4 議 題

- (1) 第1号議案 第71回 推進委員会組織について
- (2) 第2号議案 第70回 事業報告及び決算報告について（監査報告）
- (3) 第3号議案 第71回 事業計画及び予算について
- (4) その他

5 議長退任

6 その他

7 閉 会

第71回 “社会を明るくする運動” 上越市推進委員会名簿（案）

| NO | 氏 名 | 主 な 公 職 名 |
|----|-----------|-------------------------|
| 1 | 村 山 秀 幸 | 上越市長 上越市推進委員会委員長 |
| 2 | 福 田 英 司 | 法務省新潟地方検察庁高田支部 支部長検事 |
| 3 | 小 野 記 忠 | 法務省新潟刑務所上越拘置支所 支所長 |
| 4 | 山 田 正 典 | 法務省新潟地方法務局上越支局 支局長 |
| 5 | 宮 下 崇 | 新潟保護観察所上越駐在官事務所 主任保護観察官 |
| 6 | 西 山 工 三 | 上越人権擁護委員協議会 会長 |
| 7 | 松 本 新 一 | 上越市民生委員児童委員協議会連合会 会長 |
| 8 | 阿 部 利 夫 | 上越市町内会連絡協議会 会長 |
| 9 | 小 林 榮 | 上越市地域青少年育成会議協議会 会長 |
| 10 | 小 林 秀 智 | 上越市青少年問題協議会委員（小学校） |
| 11 | 山 田 稔 | 上越市青少年問題協議会委員（中学校） |
| 12 | 風 間 和 夫 | 上越市青少年問題協議会委員（高等学校） |
| 13 | 吉 村 久 子 | 上越市連合婦人会 会長 |
| 14 | 牛 木 昇 | 上越市青少年健全育成委員協議会 会長 |
| 15 | 石 曾 根 公 二 | 上越地区協力雇用主会 会長 |
| 16 | 脇 嶋 孝 子 | 高田地区更生保護女性会 会長 |
| 17 | 安 達 ユ ミ 子 | 直江津更生保護女性会 会長 |
| 18 | 滝 澤 恵 美 子 | 柿崎地区更生保護女性会 副会長 |
| 19 | 杉 田 裕 子 | 板倉区更生保護女性会 会長 |
| 20 | 植 木 信 宏 | 上越地区 BBS 会 会長 |
| 21 | 鷲 嶺 紀 文 | 上越・妙高保護司会友の会 会長 |
| 22 | 梅 澤 俊 行 | 上越地区保護司会 会長 |
| 23 | 松 村 公 雄 | 上越地区保護司会 副会長 |
| 24 | 渡 邊 長 芳 | 上越地区保護司会 副会長 |
| 25 | 市 川 直 行 | 上越地区保護司会 高田分区長 |
| 26 | 古 川 真 丈 | 上越地区保護司会 直江津副分区長 |
| 27 | 石 黒 太 一 | 上越地区保護司会 中部分区長 |
| 28 | 新 部 直 彦 | 上越地区保護司会 東部分区長 |
| 29 | 渡 部 宜 子 | 上越地区保護司会 地域活動部会長 |
| 30 | 池 田 明 | 上越地区保護司会 広報部会長 |
| 31 | 宮 崎 恵 子 | 福祉課長 |
| 32 | 小 嶋 栄 子 | 社会教育課長 |

- 『事務局』 ○ 上越地区保護司会事務局 関川 正樹 市川 直行
〒943-0892 寺町2-20-1（福祉交流プラザ内）Tel・fax 522-4693
- 上越市青少年健全育成センター 曾我 茂樹 池田 隆 山崎美恵子
〒942-8563 下門前1770（教育プラザ内）Tel・fax 544-4690

第70回 “社会を明るくする運動” 事業及び決算報告

【事業報告】

新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮し、多くの活動を中止または縮小しました。

- 1 上越市推進委員会 書面会議（※）

- 2 強調月間事業 7月1日～7月31日
【街頭宣伝活動】 中止（※）

- 3 広報等の啓発活動
 - 「広報じょうえつ」7月号にPR記事掲載
 - 市内中学校に啓発用横断幕及びのぼり旗の配付

- 4 青少年健全育成事業の推進
【青少年育成事業】
 - 地域青少年育成会議活動の支援（22育成会議）

- 5 “社会を明るくする運動” 作文コンテストの募集（市内小・中学生）
中止（※）

- 6 上越市青少年健全育成研究会の開催
中止（※）

（※）・・・新型コロナウイルス感染拡大防止のため

【決算報告】

令和2年度社会を明るくする運動推進委員会決算書

(単位:円)

| | | |
|---------|--------|---------|
| 収入総額 | 支出総額 | 差引残高 |
| 227,641 | 63,796 | 163,845 |

<収入の部>

| 項目 | 本年度予算額 | 本年度決算額 | 比較増減 | 付記 |
|-------|---------|---------|-----------|------------|
| 愛の協力金 | 250,000 | 150,000 | △ 100,000 | 上越地区保護司会より |
| 繰越金 | 77,641 | 77,641 | 0 | 前年度より |
| 雑収入 | 1 | 0 | △ 1 | 利子 |
| 合計 | 327,642 | 227,641 | △ 100,001 | |

<支出の部>

| 項目 | 本年度予算額 | 本年度決算額 | 比較増減 | 付記 |
|-----------|---------|--------|-----------|--------------------------------|
| 街頭宣伝費 | 130,000 | 0 | △ 130,000 | うちわ・ティッシュ代、お茶代、 たすきクリーニング代 |
| 青少年健全育成事業 | 180,000 | 56,402 | △ 123,598 | 作文コンクール記念品、 子ども若者育成支援活動経費補助 |
| 事務費 | 17,642 | 7,394 | △ 10,248 | 振込手数料、通信費、事務用品 |
| 合計 | 327,642 | 63,796 | △ 263,846 | |

会計監査報告

諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、正確であることを認めます。

令和3年3月25日

監事

市川直行



印

【事業計画】

第71回 “社会を明るくする運動” 事業計画

新型コロナウイルス感染拡大防止のために引き続き諸活動の自粛が続いている中ではありますが、感染防止に十分な配慮をしながら可能な範囲で従来の活動を実施する方針で計画を作成しました。

なお、今後の状況によっては、事業を変更または中止する場合があります。

- 1 強調月間事業 令和3年7月1日～7月31日
 - 街頭宣伝活動
 - 高田・中部分区 7月2日（金）10：00～
ニ・七の朝市（大町3丁目）、他3か所
 - 直江津分区 7月3日（土）10：00～
三・八の朝市（中央2・3丁目）、他2か所
 - 東部分区 浦川原区 7月4日（日）9：00～
柿崎区7月11日（日）9：00～

街頭宣伝活動実施要項（案）・・・・・・資料1 参照
- 2 広報等の啓発活動
 - 「広報じょうえつ」7月号掲載予定
 - 新聞掲載予定
 - 市内全中学校への横断幕及びのぼり旗の掲示依頼
 - 市内全小学校へののぼり旗の配付と掲示依頼
 - 市内3箇所での懸垂幕掲示（市役所庁舎、直江津駅前、大手町広場）
- 3 青少年健全育成事業の推進
 - 青少年育成事業
 - ・ 地域青少年まちづくりワークショップ・22育成会議
（期日未定）ワークショップ実践交流会
 - ・ 青少年健全育成強調月間（11月）
広報用テッシュ・パンフ配布
- 4 “社会を明るくする運動” 作文コンテストの募集（市内小・中学生）
 - 6月中旬：小・中学校に依頼（保護司会で学校を訪問し依頼）
- 5 上越市青少年健全育成研究会の開催
 - 日 時 10月（予定）
 - 会 場 直江津東中学校区
 - テーマ 「夢・志」
 - 内 容 未定（今後新型コロナウイルスの感染拡大状況等を考慮し判断）

【予算案】

令和3年度社会を明るくする運動推進委員会予算書（案）

（単位：円）

| | | |
|---------|---------|------|
| 収入総額 | 支出総額 | 差引残高 |
| 413,846 | 413,846 | 0 |

1収入の部

| 項 目 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 比較増減 | 付 記 |
|-------|---------|---------|--------|------------|
| 愛の協力金 | 250,000 | 250,000 | 0 | 上越地区保護司会より |
| 繰越金 | 163,845 | 77,641 | 86,204 | 前年度より |
| 雑収入 | 1 | 1 | 0 | 利子 |
| 合 計 | 413,846 | 327,642 | 86,204 | |

2支出の部

| 項 目 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 比較増減 | 付 記 |
|-----------|---------|---------|--------|----------------------------|
| 街頭宣伝費 | 130,000 | 130,000 | 0 | ウェットティッシュ代、お茶代 |
| 青少年健全育成事業 | 260,000 | 180,000 | 80,000 | 作文コンクール記念品、子ども若者育成支援活動経費補助 |
| 事務費 | 23,846 | 17,642 | 6,204 | 事務消耗品等 |
| 合 計 | 413,846 | 327,642 | 86,204 | |

上越市社会を明るくする運動推進委員会設置要領

(設置)

第1条

犯罪の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない明るい社会をつくる「上越市社会を明るくする運動」(以下「運動」という)を実施することを目的とした上越市社会を明るくする運動推進委員会(以下「委員会」という)を設置する。

(事業)

第2条

委員会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 運動の企画、実施及び啓発に関する事業
- (2) 市内の青少年の非行・犯罪の防止に関する事業
- (3) 更生機関・団体と連絡をとり犯罪予防活動に関する事業
- (4) その他、委員会の目的達成のために必要な事業

(組織)

第3条

委員会の構成機関・団体及び役職等は、別表に定める。

(役員)

第4条

委員会に委員長1人、副委員長1人及び監事1人を置く。

- (1) 委員長は、上越市長をもって充てる。
- (2) 副委員長は、上越地区保護司会会長をもって充てる。
- (3) 監事は、高田分区長をもって充て、会計を監査する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長が不在のときは、副委員長がその職務を代理する。

(任期)

第5条

委員の任期は2年とする。ただし、任期途中において委員の交代が生じたときは、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員から退任したい旨の申し出がないときは、委員は再任されたものとする。

(会議)

第6条

委員会は必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(事務局)

第7条

委員会の事務・会計及び県推進委員会その他関係団体との調整を行うため、事務局を上越地区更生保護サポートセンターと上越市青少年健全育成センターに置く。

(経費)

第8条

この会に要する経費は、委託金、助成金、その多の収入をもって充てる。

(会計年度)

第9条

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(委任)

第10条

この要領に定めるもののほか、必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

第71回 “社会を明るくする運動”

上越市推進委員会 資料

| | | | |
|------|---------------|------------|-------|
| ○資料1 | 街頭宣伝活動実施要綱 | ・・・・・・・・・・ | P1 |
| ○資料2 | 中央推進委員会実施要綱他 | ・・・・・・・・・・ | P2～5 |
| ○資料3 | 新潟県推進委員会実施要綱他 | ・・・・・・・・・・ | P6～11 |
| ○資料4 | 内閣総理大臣メッセージ | ・・・・・・・・・・ | P12 |

街頭宣伝活動実施要項（案）

“社会を明るくする運動” 上越市推進委員会
 （事務局）上越地区保護司会事務局
 上越市青少年健全育成センター

朝市や大型ショッピングセンターなど、人が集まるところで、犯罪や非行の防止を呼びかけ、ウエットテッシュを配って街頭宣伝活動を行う。

＜参加割り当て＞

| 代表責任者 | | 第1班（高田・中部分区） 高田分区長 | | | | 第2班(直江津分区) 直江津分区長 | | |
|-----------------------|------------------------|-------------------------------|---|---|---|----------------------|---|---|
| 日 時 | | 7月2日（金） 出発式午前9時30分 開始午前10時 | | | | 7月3日（土） 高田と同じ時間 | | |
| 集 合 場 所 | | 高田まちかど交流館 | | | | レインボーセンター 多目的ホール | | |
| 参 加 構 成 員 | 保 護 司 会 | 4 | 3 | 2 | 2 | 4 | 2 | 1 |
| | 更生保護女性会 | 4 | 1 | 2 | 0 | 2 | 1 | 1 |
| | B B S 会 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| | セ ン タ ー 育 成 委 員 会 | 2 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 |
| | 民 生 委 員 | 2 | 0 | 1 | 0 | 2 | 1 | 0 |
| | 連 合 婦 人 会 | 1 | 0 | 0 | 1 | 2 | 1 | 0 |
| | 町 内 会 長 会 連 絡 協 議 会 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 |
| | 事 務 局 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| | 合 計 | 16 | 5 | 8 | 5 | 15 | 7 | 4 |

| | | | |
|------|------|---------------|--|
| 東部分区 | 浦川原区 | 7月 4日（日）9：00～ | |
| | 柿崎区 | 7月11日（日）9：00～ | |

第71回 “社会を明るくする運動”
～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～
実施要綱

中央推進委員会

1 この運動の趣旨

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとするものです。

2 この運動が目指すこと

- (目標 1) 犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと
- (目標 2) 犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること

3 この運動において力を入れて取り組むこと

犯罪や非行をした人を、再び地域社会に受け入れ、望まない孤独や社会的孤立などの生きづらさという課題に我が事として関わるコミュニティの実現に向け、次のことに力を入れて取り組む。

- (1) 犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さや、更生保護の活動について、デジタルツールも活用するなどして、広く周知し、理解を深めてもらうための取組
- (2) 犯罪や非行の防止や、犯罪や非行をした人の立ち直りには様々な協力の方法があることを示し、多くの人に協力者として気軽に参加してもらうための取組
- (3) 保護司、更生保護女性会会員、BBS 会員、協力雇用主等の更生保護ボランティアのなり手を増やすための取組
- (4) 民間協力者と地方公共団体と国との連携を強化しつつ、犯罪や非行をした人が、仕事、住居、教育、保健医療・福祉サービスなどに関し必要な支援を受けやすくするためのネットワークをつくる取組
- (5) 犯罪や非行が起こらないよう、若い人たちの健やかな成長を期する取組

4 この運動の組織

この運動は、中央推進委員会並びに都道府県推進委員会及び市区町村等を単位とする地区推進委員会により推進する。

(1) 中央推進委員会

中央推進委員会は、別添掲記の機関・団体の代表により組織し、次のような活動を行う。

- ① この運動の基本的な方針を定めること
- ② 内閣総理大臣メッセージ、「幸福（しあわせ）の黄色い羽根」、 「更生ペ

ンギンのホゴちゃん」等を活用するなどして、この運動の社会的意義を全国に周知すること

③ 都道府県推進委員会及び地区推進委員会の活動内容の充実や組織強化等を支援すること

④ この運動の実施結果を取りまとめ、全国に周知すること

(2) 都道府県推進委員会・地区推進委員会

都道府県推進委員会及び地区推進委員会は、都道府県、市区町村等を単位として広く関係機関・団体の参加を得て組織し、中央推進委員会と連携しつつ、次のような活動を行う。

① 地域の実情に応じ、この運動において力を入れて取り組むことを参考に、この運動が目指すことに寄与する活動を行うこと

② この運動が目指すことに寄与する活動を行う団体又は個人に対し、支援及び協力を行うこと

5 強調月間

7月を“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域の子カラ～強調月間とする。また、再犯の防止等の推進に関する法律において、同じく7月が「再犯防止啓発月間」とされている趣旨を踏まえて運動を推進することとする。

中央推進委員会の取組

- シンポジウムやトークショーなどの開催による広報啓発活動
- ポスター、パンフレット、幸福の黄色い羽根等の配布や、SNS等の多様な広報媒体を活用した効果的な広報を行うための支援
- 「“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～作文コンテスト」
- 全国矯正展（全国刑務所作業製品展示即売会）
- 東京藝術大学と連携したワークショップの実施
- この運動に参加する関係機関・団体の機関誌等を通じた理解促進
- その他この運動の全国的展開に資する活動に対する支援・協力

中央推進委員会を構成する機関・団体一覧

別添

[官公庁]

最高裁判所 内閣府 警察庁 金融庁 消費者庁 復興庁 総務省 法務省 文部科学省
厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 外務省 財務省 環境省 防衛省 最高検察庁

[司法]

日本弁護士連合会 日本司法書士会連合会 日本公証人連合会 日本司法支援センター

[士業団体]

日本行政書士会連合会 日本税理士会連合会 全国社会保険労務士会連合会 日本土地家屋調査士会連合会

[警察]

(公財)全国防犯協会連合会 (一財)全日本交通安全協会 (公社)全国少年警察ボランティア協会

[自治]

全国知事会 全国市長会 全国町村会

[金融関係]

(一社)全国銀行協会 (一社)全国信用金庫協会 (一社)全国地方銀行協会
(一社)第二地方銀行協会 金融広報中央委員会

[経済・産業]

(一社)日本経済団体連合会 日本商工会議所 全国商工会連合会 全国中小企業団体中央会 石油連盟
全国商店街振興組合連合会 全国石油商業組合連合会 (一社)日本百貨店協会 (一社)日本民営鉄道協会
(公社)日本バス協会 (公社)全日本トラック協会 (一社)日本自動車整備振興会連合会
(一社)全国LPガス協会 (一社)全国建設業協会 (公社)日本中国料理協会
全国興行生活衛生同業組合連合会 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会
(一社)日本アミューズメント産業協会 (一社)建設産業専門団体連合会

[労働]

日本労働組合総連合会 労働者福祉中央協議会

[農業]

(一社)全国農業協同組合中央会

[社会・厚生]

(福)全国社会福祉協議会 全国民生委員児童委員連合会 (福)中央共同募金会
(福)テレビ朝日福祉文化事業団 (福)NHK厚生文化事業団 (公社)日本社会福祉士会
(公社)日本精神保健福祉士協会 全国地域活動連絡協議会 (一財)児童健全育成推進財団
(公財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター (一社)日本臨床心理士会
(一社)全国地域生活定着支援センター協議会 (一社)日本公認心理師協会
(一社)公認心理師の会 (一社)日本農福連携協会

[教育]

全国高等学校長協会 全日本中学校長会 全国連合小学校長会 (公社)日本PTA全国協議会
(一社)全国高等学校PTA連合会 (公社)全国公民館連合会 法科大学院協会
(一社)日本ソーシャルワーク教育学校連盟

[文化・芸術]

(公社)日本将棋連盟 (公財)日本棋院 (公財)日本美術院
(公財)文化財保護・芸術研究助成財団 (一社)落語協会 (公社)日本作曲家協会

[報道関係]

(一社)日本新聞協会 日本放送協会 (一社)日本民間放送連盟 (公社)ACジャパン

[スポーツ・体育]

(公財)日本スポーツ協会 (一社)日本野球機構 (公社)日本プロサッカーリーグ (一財)全日本剣道連盟
(一財)全日本剣道道場連盟 (公財)全日本柔道連盟 (一財)日本フットサル連盟 (公財)JKA
(一財)日本ボクシングコミッション (公社)日本アメリカンフットボール協会 (一社)日本女子プロゴルフ協会
(公財)日本ラグビーフットボール協会

[青年運動・女性運動]

全国地域婦人団体連絡協議会 日本青年団協議会 (一社)日本勤労青少年団体協議会
(公社)全国子ども会連合会 (公財)ボーイスカウト日本連盟 (公社)ガールスカウト日本連盟

[その他]

(公財)日本宗教連盟 (公財)交通道德協会 (一財)平和協会 (公財)あしたの日本を創る協会 日本赤十字社
(公財)日本財団 (公財)日立財団

[法務省関係]

(公財)矯正協会 (公財)全国教諭師連盟 (公財)全国篤志面接委員連盟 (更)日本更生保護協会
(更)全国保護司連盟 (更)全国更生保護法人連盟 日本更生保護女性連盟 (特)日本BBS連盟
(更)立川更生保護財団 (認特)全国就労支援事業者機構 全国人権擁護委員連合会

*事務局長は、法務省大臣官房秘書課長とし、事務局は、法務省保護局更生保護振興課に置く。

<略号> (公社)：公益社団法人，(一社)：一般社団法人，(公財)：公益財団法人
(一財)：一般財団法人，(福)：社会福祉法人，(更)：更生保護法人
(特)：特定非営利活動法人，(認特)：認定特定非営利活動法人

第71回 “社会を明るくする運動”
～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～
実施要綱（案）

新潟県推進委員会

1 この運動の趣旨

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとするものです。

2 この運動が目指すこと

（目標1） 犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと

（目標2） 犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること

3 この運動において力を入れて取り組むこと

犯罪や非行をした人を、再び地域社会に受け入れ、望まない孤独や社会的孤立などの生きづらさという課題に我が事として関わるコミュニティの実現に向け、次のことに力を入れて取り組む。

- （1） 犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さや、更生保護の活動について、デジタルツールも活用するなどして、広く周知し、理解を深めてもらうための取組
- （2） 犯罪や非行の防止や、犯罪や非行をした人の立ち直りには様々な協力の方法があることを示し、多くの人に協力者として気軽に参加してもらうための取組
- （3） 保護司、更生保護女性会会員、BBS会員、協力雇用主等の更生保護ボランティアのなり手を増やすための取組
- （4） 民間協力者と地方公共団体と国との連携を強化しつつ、犯罪や非行をした人が、仕事、住居、教育、保健医療・福祉サービスなどに関し必要な支援を受けやすくするためのネットワークをつくる取組
- （5） 犯罪や非行が起こらないよう、若い人たちの健やかな成長を期する取組

4 この運動の組織

この運動は、県並びに市区町村及び地区保護司会等を単位とする地区推進委員会

により推進する。

(1) 新潟県推進委員会

新潟県推進委員会は、県単位の組織として、別添掲記の機関・団体の代表により組織し、この活動を企画・実施するとともに、支援及び協力を行う。

新潟県推進委員会の事務を行うため、事務局を下記に置く。

新潟保護観察所 〒951-8104

新潟市西大畑町5191番地 新潟地方法務総合庁舎

TEL 025-222-1531

FAX 025-227-1420

(2) 地区推進委員会

地区推進委員会は、市区町村又は地区保護司会等を単位として、各地域の実情に応じて広く関係機関・団体の参加を求めて組織し、犯罪や非行のない地域社会の実現に寄与する活動を企画・実施する。

地区推進委員会は、その地域における運動実施結果を本年12月3日(金)までに新潟県推進委員会に報告する。

5 この運動の方法

- (1) この運動は、年間を通して実施するものとし、本年7月1日から同月31日までの1か月間を“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～強調月間とする。
- (2) 再犯の防止等の推進に関する法律において、同じく7月が「再犯防止啓発月間」とされている趣旨を踏まえて運動を推進することとする。
- (3) 関係機関・団体に対して、地域の実情に応じた広報の協力を図る。
- (4) 新潟県推進委員会及び地区推進委員会は、相互の連携を深め、各活動に対する支援・協力を行う。
- (5) 犯罪や非行のない明るい社会づくりについて県民に理解と協力を求める内閣総理大臣メッセージの周知を図る。
- (6) 犯罪のない幸福な社会づくりに取り組む決意のしるしである「幸福(しあわせ)の黄色い羽根」及びマスコットキャラクターである「更生ペンギンのホゴちゃん・サラちゃん」等を活用するなどして、この運動の社会的意義の周知を図る

第71回“社会を明るくする運動”
～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～
新潟県推進委員会の組織（予定）

（順不同）

| | | |
|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 【法務省以外の国の機関】 | 【新潟県関係機関】 | 公益社団法人新潟県防犯協会 |
| 新潟地方裁判所 | 新潟県 | 公益財団法人新潟県交通安全協会 |
| 新潟家庭裁判所 | 新潟県警察本部 | 新潟県少年警察ボランティア連絡協議会 |
| 新潟労働局 | 新潟県中央児童相談所 | 公益社団法人新潟県暴力追放運動推進センター |
| 新潟公共職業安定所 | 新潟県女性福祉相談所 | 新潟県小学校長会 |
| 自衛隊新潟地方協力本部 | 新潟県教育庁 | 新潟県中学校長会 |
| 北関東防衛局新潟防衛事務所 | 新潟県新潟学園 | 新潟県高等学校長協会 |
| 新潟行政評価事務所 | 【法務省関係団体】 | 新潟県小中学校PTA連合会 |
| 北陸農政局信濃川水系土地改良調査管理事務所 | 新潟県人権擁護委員連合会 | 新潟県高等学校PTA連合会 |
| 関東森林管理局下越森林管理署 | 新潟県教諭師会 | 新潟市小中学校PTA連合会 |
| 新潟漁業調整事務所 | 新潟県刑務所篤志面接委員会 | 公益財団法人新潟県スポーツ協会 |
| 新潟海上保安部 | 新潟少年学院篤志面接委員会 | 新潟県高等学校野球連盟 |
| 【法務省関係機関】 | 新潟県保護司会連合会 | 一般社団法人新潟県サッカー協会 |
| 新潟地方検察庁 | 更生保護法人新潟県保護観察協会 | 新潟県公民館連合会 |
| 新潟地方方法務局 | 更生保護法人新潟県保護会 | 新潟県青少年問題協議会 |
| 新潟刑務所 | 新潟県更生保護女性連盟 | 新潟県青少年健全育成県民会議 |
| 新潟少年学院 | 新潟県BBS連盟 | 社会福祉法人新潟県共同募金会 |
| 新潟少年鑑別所 | 特定非営利活動法人新潟県就労支援事業者機構 | 社会福祉法人新潟県社会福祉協議会 |
| 新潟公安調査事務所 | 【新潟県関係団体】 | 新潟県社会福祉審議会 |
| 東京出入国在留管理局新潟出張所 | 新潟県市長会 | 一般財団法人新潟県民生委員児童委員協議会 |
| 新潟保護観察所 | 新潟県町村会 | 一般社団法人新潟県子ども会育成連合会 |

【その他の関係団体】

| | |
|--------------------------|-------------------------|
| 新潟県弁護士会 | 株式会社日本経済新聞社新潟支局 |
| 新潟県司法書士会 | 株式会社産経新聞社新潟支局 |
| 新潟県行政書士会 | 株式会社時事通信社新潟支局 |
| 日本司法支援センター新潟地方事務所 | 日本放送協会新潟放送局 |
| 新潟県社会保険労務士会 | 株式会社新潟放送 |
| 公益社団法人新潟県社会福祉士会 | 株式会社NST新潟総合テレビ |
| 新潟県地域生活定着支援センター | 株式会社テレビ新潟放送網 |
| 日本郵便株式会社新潟中央郵便局 | 株式会社新潟テレビ21 |
| 日本赤十字社新潟県支部 | 株式会社第四北越 フィナンシャルグループ |
| 日本ボーイスカウト新潟連盟 | 株式会社大光銀行 |
| 一般社団法人ガールスカウト新潟県連盟 | 株式会社新潟三越伊勢丹 |
| 新潟県農業協同組合中央会 | 株式会社アルビレックス新潟 |
| 一般社団法人新潟県商工会議所連合会 | 佐渡汽船株式会社 |
| 新潟県石油商業組合 | 新潟総踊り祭実行委員会 |
| 新潟県遊技業協同組合 | |
| 新潟県書店商業組合 | |
| 公益社団法人新潟県バス協会 | |
| 一般社団法人新潟県自動車整備振興会 | |
| 東日本旅客鉄道株式会社新潟支社 | |
| 東日本電信電話株式会社埼玉事業部 新潟支店 | |
| 東日本高速道路株式会社新潟支社 | |
| 株式会社新潟日報社 | |
| 株式会社朝日新聞社新潟総局 | |
| 株式会社毎日新聞社新潟支局 | |
| 株式会社読売新聞社新潟支局 | |

第71回“社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～ 主要行事予定
新潟県推進委員会

1 各機関との連携

- (1) 市町村長あて協力要請
 - ① 内閣総理大臣メッセージの伝達
 - ② 市町村広報誌への広報記事の掲載方依頼
- (2) 県推進委員会構成機関・団体への協力依頼
 - ① 広報ポスターの掲出
 - ② 機関・団体が発行している広報誌等への広報記事の掲載依頼
 - ③ 待合室等への広報資材の備付け
- (3) 報道機関あて協力（報道）要請
- (4) 地区保護司会長あて協力要請

2 主な広報活動

- (1) 広報ポスターの掲出
警察署，路線バス，JA店，ガソリンスタンド，銀行，佐渡汽船等での掲出
- (2) 横断幕，立看板及び幟旗，大凧設置による広報
 - ① 横断幕 新潟県庁 新潟地方法務総合庁舎
 - ② 立看板 新潟地方法務総合庁舎
 - ③ 幟旗 新潟地方法務総合庁舎 各種イベント会場
 - ④ 白根大凧 新潟地方法務総合庁舎
- (3) 広報誌などによる広報
各市区町村広報誌等に広報記事を掲載
- (4) 幸せの黄色い羽根による広報
犯罪や非行のない明るい社会づくりを推進するため，幸せの黄色い羽根の周知徹底
- (5) CM動画等による広報
中央推進委員会作成のCM動画等を活用したテレビ，ラジオ等による広報。

(6) 各種イベントにおける広報等

3 主な行事等

(1) 第71回“社会を明るくする運動”作文コンテストの実施

テーマ：日常の家庭生活，学校生活の中で体験したことを基に，

犯罪・非行のない地域社会づくりや犯罪・非行をした人の立ち直りに
ついて考えたこと，感じたことを題材とします。

対 象：小・中学生

応 募：400字詰め原稿用紙3～5枚程度

表 彰：最優秀賞，優秀賞，奨励賞は，第71回“社会を明るくする運動”新潟県推進委員会委員長（新潟県知事）から表彰されるとともに，第71回“社会を明るくする運動”中央推進委員会へ推薦されます。

(2) 民間協力者に対する表彰

法務大臣感謝状

① 推進委員会の行事に協力し，又はこの運動の趣旨に協賛して自主的な行事を実施し，成果を挙げた民間の個人又は団体（会社，学校等を含む。）のうち，その功績が特に顕著な者とする。

② 各推進委員会，おおむね1名又は1団体とする。

新潟保護観察所長感謝状

民間協力者で“社会を明るくする運動”に協力した個人又は団体（会社），学校等のうち，その功績が顕著な者。

第71回“社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

新型コロナウイルスとの闘いが続く中で、望まない孤独や社会的孤立など私たちが直面する困難を克服していくためには、互いに支え合う人と人との絆や、他の人の苦しみにも我が事として救いの手をさしのべるコミュニティの存在が大切であると強く感じるところです。

安全で安心な国づくりにおいても、他者への思いやりを基本とし、立ち直ろうとする人を地域の輪に迎え入れて再出発を支え、誰もがやり直して輝ける、誰一人取り残さない社会を構築することが重要です。そのためには、地域の皆様お一人おひとりの一層の御理解と御協力をいただきながら、デジタルツールの活用などにより新たな繋がりを生み出すなどして、犯罪や非行の防止と更生保護の取組を更に充実させていく必要があります。

国民の皆様には、本運動の社会的意義を御理解いただき、犯罪のない明るい地域社会づくりに取り組む決意のしるしである「幸福の黄色い羽根^{しあわせ}」のもと、様々な分野から、若い世代を含め多くの方々が本運動に御参加いただきますよう御協力をお願いいたします。

内閣総理大臣

菅 義偉